

京都府は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	文化施設運営助成事業		
総事業費 (千円)	66,159千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	66,159千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少している文化施設の安全・安定した運営を確保し、府民利用に影響を出さないために、運営支援を行う。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 運営支援 66,159千円 ・利用が落ち込む文化施設の運営維持費</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 文化施設の運営事業者 ・一般財団法人京都ゼミナールハウス（ゼミナールハウス運営事業者） ・北山街協同組合（陶板名画の庭運営事業者） ・公益財団法人京都文化財団（文化芸術会館、府民ホール、京都文化博物館、堂本印象美術館運営事業者）</p> <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法 利用者が減少する中でも継続した文化施設の運営を行うため、利用者減等の影響が著しい文化施設運営事業者への支援を実施</p> <p>④期待される効果 文化施設の適正な運営確保・維持</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>本事業は新型コロナウイルス感染症の流行により利用が減少している文化施設の安全・安定した運営のため事業者に対し支援を行うものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		